

# 「週休２日工事」実施マニュアル

## 【森林土木・農業土木事業編】

令和７年４月１日  
小林市

### （趣旨）

第１ このマニュアルは、小林市が発注する建設現場の「週休２日」の確保に向けた課題を把握し就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために「週休２日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。なお、「週休２日工事」実施マニュアル【一般土木・上下水道事業編】は別途定める。

### （用語）

第２ このマニュアルで、次の各号に掲げる用語の意義はこの各号に定めるところによる。

（１） 「週休２日」とは、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（２） 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に当てはまる期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

（３） 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検など、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（４） 「４週８休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

### （対象工事）

第３ 週休２日工事の対象は、小林市が発注する森林土木事業及び農業土木事業の全ての建設工事とする。ただし、災害時における応急工事や緊急施工工事など週休２日を確保することが困難な工事は週休２日工事の対象外とすることができる。

２ 週休２日工事は、特記仕様書において、週休２日工事の対象であることを記載するものとする。

特記仕様書記載例（第 1 章第〇〇条に記載するものとする。）

第〇〇条 休日の確保

この工事は、週休 2 日工事の対象工事である。

実施するときは、『「週休 2 日工事」実施マニュアル【森林土木・農業土木事業編】』に基づき行う。

実施マニュアルは、小林市ホームページから入手できる。

（実施手続）

第 4 受注者は施工計画書に週休 2 日を前提とした計画工程表を付けて発注者に提出するものとする。

なお、計画工程表には週休 2 日の対象期間と現場閉所日を明記し、監督員の確認を受けるものとする。計画工程表を変更する場合も同様とする。

2 受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者に協議するものとする。

なお、降雨、降雪などで予定外の現場閉所を行うときは、そのことを監督員に連絡するものとする。

3 受注者は、工事履行報告書にこの月の現場閉所実績（現場閉所日と日数）を記載した実施工程表などを付けて発注者に提出するものとする。

なお、週間工程表などで、現場閉所の状況を共有できる場合は、毎月の確認は不要とする。

4 受注者は、週休 2 日工事に取り組むことを工事看板などに明示するものとする。

5 受注者は、週休 2 日工事の取組結果について、工事打合簿に現場閉所実績が記載された実施工程表などを付けて発注者に報告するものとする。

（労務費・機械経費（賃料）・間接工事費・市場単価・土木工事標準単価の補正）

第 5 当初設計から別表 1、別表 2、別表 3（労務費・機械経費（賃料）・間接工事費・市場単価・土木工事標準単価の補正）の 4 週 8 休以上の補正係数を乗じた上で予定価格を算出し、週休 2 日工事後、現場閉所率が 4 週 8 休未満（現場閉所率：28.5%未満）となった場合は、補正分を減額して変更契約するものとする。

（留意事項）

第 6 週休 2 日工事を実施するときは、次の各号に注意するものとする。

（1）受注者が現場閉所日と定めた日で、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

ア 災害などの緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ 異常気象時などの安全パトロールの実施や、保守点検などの現場管理上必要な作業を行う場合

ウ 現場見学会など、現場を公開する場合

エ アからウまでに掲げる場合以外の取扱いは、受注者・発注者間の協議で決定するものとする。

（２） 発注者は、緊急時などやむを得ない場合を除き、資料作成を含め現場閉所中の作業が発生するような指示などを行わないこととする。

（３） 受注者が週休２日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休２日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は１か月ごとに４週８休以上の現場閉所が達成できるように努めるものとする。

#### 附 則

このマニュアルは、令和７年４月１日から施行し、令和７年４月１日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

２ 『「週休２日工事」実施マニュアル（令和６年４月１日）』は廃止する。なお、このマニュアルの施行前に、『「週休２日工事」実施マニュアル（令和６年４月１日）』を適用した工事については、なお従前の例による。

別表 1

労務費・機械経費（賃料）・間接工事費の補正

（１）【森林土木事業の場合】

|          | 閉所状況      |
|----------|-----------|
|          | 4 週 8 休以上 |
| 現場閉所率    | 28.5%以上   |
| 労務費      | 1.05      |
| 機械経費（賃料） | 1.04      |
| 共通仮設費率   | 1.04      |
| 現場管理費率   | 1.06      |

（２）【農業土木事業の場合】

|          | 閉所状況      |
|----------|-----------|
|          | 4 週 8 休以上 |
| 現場閉所率    | 28.5%以上   |
| 労務費      | 1.02      |
| 機械経費（賃料） | 1.02      |
| 共通仮設費率   | 1.02      |
| 現場管理費率   | 1.05      |

※現場閉所率・・・対象期間に占める現場閉所日数の割合

別表 2

市場単価の補正

(1) 【森林土木事業の場合】

| 名称                   | 区分    | 閉所状況                   |
|----------------------|-------|------------------------|
| 現場閉所率                |       | 4 週 8 休以上<br>(28.5%以上) |
| 鉄筋工 (太径鉄筋を含む)        |       | 1.05                   |
| 鉄筋工 (ガス圧接)           |       | 1.04                   |
| 防護柵設置工<br>(ガードレール)   | 設置    | 1.01                   |
|                      | 撤去    | 1.05                   |
| 防護柵設置工<br>(横断・転落防止柵) | 設置    | 1.04                   |
|                      | 撤去    | 1.05                   |
| 防護柵設置工 (落石防護柵)       |       | 1.02                   |
| 防護柵設置工 (落石防止網)       |       | 1.03                   |
| 防護柵設置工<br>(ガードパイプ)   | 設置    | 1.01                   |
|                      | 撤去    | 1.05                   |
| 道路標識設置工              | 設置    | 1.01                   |
|                      | 撤去・移設 | 1.04                   |
| 道路付属物設置工             | 設置    | 1.02                   |
|                      | 撤去    | 1.05                   |
| 法面工                  |       | 1.02                   |
| 吹付砕工                 |       | 1.03                   |
| 軟弱地盤処理工              |       | 1.02                   |
| 鉄筋挿入工 (ロックボルト工)      |       | 1.03                   |

(2) 【農業土木事業】

| 名称            | 区分 | 閉所状況                   |
|---------------|----|------------------------|
| 現場閉所率         |    | 4 週 8 休以上<br>(28.5%以上) |
| 鉄筋工 (太径鉄筋を含む) |    | 1.02                   |
| 鉄筋工 (ガス圧接)    |    | 1.02                   |

|                      |       |      |
|----------------------|-------|------|
| 防護柵設置工<br>(ガードレール)   | 設置    | 1.00 |
|                      | 撤去    | 1.02 |
| 防護柵設置工<br>(横断・転落防止柵) | 設置    | 1.02 |
|                      | 撤去    | 1.02 |
| 防護柵設置工 (落石防護柵)       |       | 1.01 |
| 防護柵設置工 (落石防止網)       |       | 1.01 |
| 防護柵設置工<br>(ガードパイプ)   | 設置    | 1.00 |
|                      | 撤去    | 1.02 |
| 道路標識設置工              | 設置    | 1.00 |
|                      | 撤去・移設 | 1.02 |
| 道路付属物設置工             | 設置    | 1.01 |
|                      | 撤去    | 1.02 |
| 法面工                  |       | 1.01 |
| 吹付砕工                 |       | 1.01 |
| 軟弱地盤処理工              |       | 1.01 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工         |       | 1.01 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工      |       | 1.02 |
| 橋面防止工                |       | 1.01 |

別表 3

土木工事標準単価の補正

(1) 【森林土木事業の場合】

| 名称           | 区分 | 閉所状況                   |
|--------------|----|------------------------|
| 現場閉所率        |    | 4 週 8 休以上<br>(28.5%以上) |
| 区画線工         |    | 1.05                   |
| 排水構造物工       |    | 1.05                   |
| コンクリートブロック積工 |    | 1.05                   |
| 構造物取りこわし工    | 機械 | 1.04                   |
|              | 人力 | 1.05                   |

(2) 【農業土木事業の場合】

| 名称           | 区分 | 閉所状況                   |
|--------------|----|------------------------|
| 現場閉所率        |    | 4 週 8 休以上<br>(28.5%以上) |
| 区画線工         |    | 1.02                   |
| 排水構造物工       |    | 1.02                   |
| コンクリートブロック積工 |    | 1.02                   |
| 構造物取りこわし工    | 機械 | 1.02                   |
|              | 人力 | 1.02                   |
| 鋼橋塗装工        |    | 1.01                   |